令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.6）R6.5.17

【訪問介護】

Q1. 特定事業所加算（利用実績と算定期間の関係性）

※令和６年度介護報酬改定に関するQAvol.1（R6.3.15）Q1を削除

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

Q2. ユニット間の勤務について

※令和６年度介護報酬改定に関するQAvol.1（R6.3.15）Q96を修正

【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

Q3. 認知症加算

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福

祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

Q4. 認知症チームケア推進加算

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福

祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

Q5. 認知症チームケア推進加算

Q6. 認知症専門ケア加算、認知症チームケア推進加算

【全サービス共通】

Q7. 業務継続計画未策定減算について

※令和６年度介護報酬改定に関するQAvol.1（R6.3.15）Q164を修正

【総合事業（指定相当通所型サービス）】

Q8. 送迎減算の対象事例について